

■通所介護利用料金

R3.8.1

(イ)通常規模型 (7～8時間)

提供時間… 9:00 ～ 16:15

介護度	基本単位	入浴加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ①	合計単位数
要介護1	655	40	22	717
要介護2	773	40	22	835
要介護3	896	40	22	958
要介護4	1,018	40	22	1,080
要介護5	1,142	40	22	1,204

(ロ)通常規模型 (6～7時間)

提供時間… 9:30 ～ 15:45

介護度	基本単位	入浴加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ①	合計単位数
要介護1	581	40	22	643
要介護2	686	40	22	748
要介護3	792	40	22	854
要介護4	897	40	22	959
要介護5	1,003	40	22	1,065

■介護予防通所介護利用料金

介護度	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ①	合計単位数
要支援1	1,672/月	88/月	1,760/月
要支援2	3,428/月	176/月	3,604/月

※上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして5.9%及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅱとして1.0%が加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ①…職員の総数のうち介護福祉士が、70%以上配置されている場合は加算されます。

※清水町は地域区分が「7級地」であるため、(イ)、(ロ)それぞれの表の単位数に10.14円を乗じた金額の1割が自己負担となります。

※昼食代(おやつ含む)は別途685円いただきます。

※利用者により保険給付率に相違があるため、ご利用前に必ず担当ケアマネ又は事業所に「負担限度額割合証」を提示してください。

■通所型サービスA 利用料金

提供日・・・月・木曜日 提供時間・・・10:00～13:45

介護度	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ①	合計単位数
要支援1	1,338/月	70/月	1,408/月
要支援2	2,742/月	141/月	2,883/月

※サービス提供体制強化加算Ⅰ①・・・職員の総数のうち介護福祉士が、70%以上配置されている場合は加算されます。

※清水町は地域区分が「7級地」であるため、(イ)、(ロ)それぞれの表の単位数に10.14円を乗じた金額の1割が自己負担となります。

※昼食代(おやつ含む)は別途685円いただきます。

※利用者により保険給付率に相違があるため、ご利用前に必ず担当ケアマネ又は事業所に「負担限度額割合証」を提示してください。